

No. 142(2015/5)

東京地裁平成 26 年 1 月 23 日判決（東京地裁平成 23 年（ワ）第 32060 号）  
～ウェブサイトによる商品受注システムを利用した顧客のクレジットカード情報の流出事故につき、システムの設計、試作、保守等の受託会社の債務不履行に基づく損害賠償責任が肯定された事例～

弁護士 曾根 翼

## 1 はじめに

(1) 本件は、ウェブサイト上のオンラインショップを利用した顧客のクレジットカード情報が流出した事案について、受注システムの設計、製作、保守等を受託した被告に、適切なセキュリティ対策が採られたアプリケーションを提供すべき債務の不履行があることが認定され、委託者である原告が支出した顧客に係る謝罪・問い合わせ等の対応費用、流出判明後のシステム仮移行費用、事故対策会議の出席費用、売上損失等、様々な費目について債務不履行に基づく損害賠償請求が認容された事案である。

(2) 昨今、インターネットを介した個人情報の流出事案が多発しているため、個人情報を取り扱うシステム開発受託業者に要求されるセキュリティ対策の程度、情報流出の原因が明確に特定できない場合に要求される相当因果関係立証の程度、システム開発委託者に過失が認められる場合と過失の割合、損害賠償の責任限定合意の効力、流出事故と相当因果関係が認められる損害の範囲等について、事例的な意義を有する判決として紹介する。

以下目次のみ（全 15 ページ）

- 2 事実関係の流れ
- 3 本件システム等の構成
- 4 争点
- 5 争点に対する裁判所の判断
- 6 検討